

西尾市・幡豆郡3町合併 住民説明会資料

～ 活力ある海と緑の20万都市交流圏をめざして～

この資料は、西尾市・幡豆郡3町 広域行政・合併懇談会で議論された「合併の方向性」に基づき作成したものであり、皆さまに新市のイメージとしてお示しするものです。

ただし、町名・字名の取扱いや各種負担・サービスにかかる取扱いなど合併に必要なすり合わせ事項は、今後各市町の議会の議決を得た上で設置する合併協議会で確認を受けていきます。



．．．．．目	次．．．．．
なぜ今、合併か	．．． 2
合併協議の経過	．．． 3
合併の流れ	．．． 3
メリット・デメリット	．．． 4
合併協定項目	．．． 5
新市のすがた	．．． 8
新市の財政	．．． 9

西尾市・幡豆郡3町 広域行政・合併懇談会

● なぜ今、合併か ●

合併に対する市町長の共通の思い

合併は究極の行財政改革につながるものです。今後ますます進展すると考えられる地方分権や高度・多様化する行政課題に対応することのできる基礎自治体として、また地域の抱える課題を克服することのできる基礎自治体として、その力は大きなものでなくてはなりません。

これらのことから、歴史的にも地理的にも一つの生活圈、経済圏であるこの西尾幡豆のさらなる発展のため、住民の皆さまの幸せを第一に考えた合併を推し進めるべきと考えます。

圏域のグランドデザイン

西尾・幡豆地域ならではの地域資源を最大限に活かすことによって、圏域全体の魅力を向上させます。同時に、新たな活力をもたらす産業や都市機能の導入、地域産業の一層の振興を進め、圏域の一体感を創出しながら、圏域内外の様々な交流活動を活性化していくことを目指します。そして、西尾・幡豆地域における新たな圏域形成の基本目標を、活力ある海と緑の20万都市交流圏づくりと設定します。



● 合併協議の経過 ●

平成 20 年 3 月 6 日	西尾市、一色町、吉良町、幡豆町の市町長で構成する第 1 回西尾市・幡豆郡 3 町 広域行政・合併懇談会を開催
平成 20 年 6 月 17 日	第 2 回西尾市・幡豆郡 3 町 広域行政・合併懇談会を開催
平成 20 年 8 月 29 日	第 3 回西尾市・幡豆郡 3 町 広域行政・合併懇談会を開催
平成 20 年 11 月 10 日	第 4 回西尾市・幡豆郡 3 町 広域行政・合併懇談会を開催
平成 21 年 7 月 13 日	第 5 回西尾市・幡豆郡 3 町 広域行政・合併懇談会を開催
平成 21 年 8 月 1 日	西尾市、一色町、吉良町、幡豆町の職員で構成する西尾幡豆合併推進プロジェクトチームが発足
平成 21 年 8 月 17 日	第 6 回西尾市・幡豆郡 3 町 広域行政・合併懇談会を開催

● 合併の流れ ●

西尾市・幡豆郡 3 町広域行政・合併懇談会での議論	西尾市・幡豆郡 3 町広域行政・合併懇談会で合併について議論します。
▼	
各市町議会での合併協議会(法定)の議決	各市町の議会が合併協議会設置についての議決を行います。
▼	
合併協議会での議論	合併に関するあらゆることを正式に協議・調整します。
▼	
合併協定書の調印	協議項目のすべてが確認された後、合併協定書を作成し、調印します。
▼	
合併に向けた最終的な手続き	各市町議会の議決、愛知県知事への申請、愛知県議会の議決、知事の決定、総務大臣への届出、総務大臣告示
▼	
新市の誕生	平成 23 年 3 月 31 日までの合併を目指します。

● 合併のメリット・デメリット ●

○ メリット

- 1 特別職や議会議員、各種委員会委員、職員などの数が全体的に減少し、経費の削減ができます。また、公共施設が効率的に配置され、狭い地域で同じような施設の重複がなくなり、行政の効率化が図られます。
- 2 道路や公共施設の整備など、まちづくりを広域的視点に立って効果的に実施できます。また、環境問題や観光振興等、広域的な取り組みを必要とする施策を展開するなど、広域的な観点でのまちづくりができます。
- 3 大きな自治体となることにより地域のイメージアップにつながり、企業進出や若者の定着が期待できます。また、地域の総合力が向上し、地域全体の成長が期待でき、地域のイメージアップと地域活力を増進します。
- 4 利用窓口の増加により、住民票発行等の窓口サービスが多くの場所で可能になります。また、利用が制限されていた他の市町村の公共施設が利用できるようなするなど住民の利便性が向上します。
- 5 小規模市町村では、困難な専門的サービスが可能になります。また、行財政基盤が強化され、サービスの高度化、多様化が図られます。

○ デメリット

- 1 行政サービスの基準等に格差があり、サービスの低下や住民負担の増加に繋がっているのではないかと考えられます。
- 2 行政区域の拡大や議員数の減少によって、住民の意見が行政に反映されにくくなるのではないかと考えられます。
- 3 業務の中心の役所がひとつになり、それ以外は支所となりますが、支所の機能が限られることで役所が遠くなって不便になるのではないかと考えられます。
- 4 編入合併においては、中心部(市街地)だけが発展し、周辺部が取り残されるのではないかと考えられます。
- 5 住民にとって愛着の強い名称が消えてしまったり、地域の歴史・文化伝統が失われるのではないかと考えられます。

● 合併協定項目 ●

合併協定項目について

西尾市・幡豆郡３町 広域行政・合併懇談会では、４市町の合併に関して、第６回懇談会（８月１７日開催）で基本的な方向性を確認しました。

基本項目

１ 合併の方式

合併の方式は、「編入」です。

２ 合併の期日

合併の期日は、「平成２３年３月３１日」までを目指します。

３ 新市の名称

新市の名称は、編入する「西尾市」とすることを原則に協議します。

４ 新市の事務所の位置

新市の事務所(本庁)は、「西尾市役所」とし、３町の役場は支所とします。



その他の項目

次の事項は、広域行政・合併懇談会において方向性を確認した基本4項目を踏まえ、新市のイメージとしてお示しするものです。

○ 財産及び債務の取扱い

財産、公共施設及び債務は、すべて西尾市に引き継ぎます。

○ 議会議員の定数及び任期の取扱い

原則として西尾市の議会の議員は在任し、3町の議会の議員は失職します。ただし特例措置があり、今後協議します。

○ 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

原則として西尾市の委員はそのまま在任し、3町の委員は失職します。ただし特例措置があり、今後協議します。

○ 条例・規則の取扱い

西尾市の条例・規則を適用します。(合併に伴い必要な改正を行います)

○ 地方税の取扱い

原則西尾市の例に統一します。ただし特例措置があり、今後協議します。

○ 使用料、手数料等の取扱い

1市3町で異なるものについては、今後協議します。

○ 特別職の身分の取扱い

西尾市の特別職の職員は在任し、3町の特別職の職員は全員失職します。

○ 一般職の身分の取扱い

一般職の職員はすべて西尾市に引き継ぎます。

- **広域連合・一部事務組合等の取扱い**

西尾幡豆広域連合、幡豆郡消防組合については解散し、新市の機構に移行します。ただし、農業共済については引き続き西三河農業共済組合に加入します。

- **公共的団体の取扱い**

社会福祉協議会、シルバー人材センター、商工会議所、商工会などの公的団体は新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情等を尊重しながら統一に向けて調整します。

- **補助金、交付金等の取扱い**

各種団体への補助金、交付金等は、従来からの経緯、事情等を考慮し、予算措置の段階で公共的必要性、有効性及び公平性の観点から調整します。

- **町名・字名の取扱い**

地域性を尊重し、今後協議します。

- **合併に向けての課題** ●

- **電算システムの統一**

- **愛知県退職手当組合への加入・脱退**

- **消防団組織の結成**



● 新市のすがた ●

項 目		単 位	西尾市	一色町	吉良町	幡豆町	1市3町全体	愛知県 順位
人 口		人	104,321	24,068	22,041	12,802	163,232	8
世帯数		人	34,543	6,744	6,428	3,720	51,435	10
人 口 比 率	0～14歳 (年少)	%	15.6	14.7	14.8	14.0	15.3	—
	15～64歳 (労働力)	%	67.2	63.1	64.4	63.5	65.9	—
	65歳以上 (高齢)	%	17.1	22.1	20.8	22.5	18.8	—
平均年齢		歳	41.1	44.1	43.2	44.7	42.1	—
面 積		k m ²	75.78	22.53	35.98	26.05	160.34	8
人口密度		人 / k m ²	1,376.6	1,068.3	612.6	491.4	1,018.0	—
工業生産 品出荷額		百万 円	1,323,777	33,627	116,106	32,478	1,505,988	8
農業産出額		百万 円	11,000	3,930	6,980	950	22,860	3
商品販売額		百万 円	187,458	53,962	26,388	11,340	279,147	15

人口・世帯数・人口密度は、平成17年の国勢調査の数値を使用しました。

面積・工業生産品出荷額・農業産出額・商品販売額は、平成20年度刊愛知県統計年鑑の数値を使用しました。



● 新 市 の 財 政 ●

基本的な考え方として

地方財政を取り巻く環境は、今後も一層厳しくなることから、適切な歳入歳出見込みと行財政改革を実施し、新しいまちの財政運営を進めていくための財政計画を策定します。

財政計画の対象について

- ・ 期間は平成23年度から平成32年度までとします。
- ・ 普通会計(一般会計)にて算出します。

歳入について

- ・ 歳入の中心となる地方税は、過大なく適切に見込みます。
- ・ 国・県の補助制度などを有効に活用します。

歳出について

- ・ 人件費や物件費など合併による行財政改革のメリットにより、10年で2割程度の削減をしていきます。
- ・ 普通建設事業費(投資的経費)は事業の選択と集中により、効率的な施設整備をしていきます。

単位:百万円

	平成20年度決算見込					H23年度	H27年度	H32年度
	西尾市	一色町	吉良町	幡豆町	計	(合併初年)	(合併5年)	(合併10年)
歳入								
地方税	22,302	3,315	3,831	1,741	31,189	28,000	30,000	32,000
その他	16,620	3,576	2,885	2,882	25,963	22,000	20,000	18,000
計	38,922	6,891	6,716	4,623	57,152	50,000	50,000	50,000
歳出								
義務的経費	13,356	2,996	2,854	1,542	20,748	20,000	18,500	17,000
投資的経費	10,396	536	584	660	12,176	7,000	8,000	9,000
その他経費	13,642	3,033	2,896	2,048	21,619	21,500	21,000	21,500
計	37,394	6,565	6,334	4,250	54,543	48,500	47,500	47,500
歳入歳出差引	1,528	326	382	373	2,609	1,500	2,500	2,500

歳入 その他は、使用料・手数料、国・県支出金及び地方債などです。

歳出 義務的経費は、人件費、扶助費及び公債費です。

投資的経費は、普通建設事業費です。

その他経費は、物件費、維持補修費、補助費、積立金及び繰出金などがあります。

経費の削減について

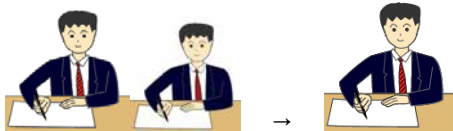
新しいまちの財政基盤は合併することで強化されます。これにより人件費をはじめとする経費削減により生み出された財源を新市のまちづくりに活かしていきます。

(合併前の人数、金額は平成20年度決算統計数値等を使用しています。)

○ 職員の削減

合併前

合併10年後



約1,200人

約950人

約71億円

約56億円

(人数及び金額は一般職ベースであり、特別会計の職員を除きます。)

○ 特別職・議員の削減

合併前

合併後



73人

38人

約6.2億円

約3.8億円

(定数特例・在任特例制度を適用しない場合です。)

○ 物件費の削減

合併前

合併10年後



約76億円

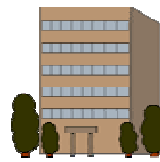
約63億円

(物件費は、賃金、委託料、使用料及び賃借料などです。)

新しいまちづくりの事業について

合併前西尾市幡豆郡の
まちづくり事業費

合併後10年間の
まちづくり事業費



年間約61億円

10年間で約800億円

(平成21年度普通建設事業費)

(事業の選択と集中により、効果的なインフラの整備に努めます。)